幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１　幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（令和５年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）、「保育人材確保事業の実施について」（令和６年５月 30 日付けこ成保第 312 号こども家庭庁成育局長通知。以下「保育人材確保通知」という。）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、知事が適当と認めた者（盛岡市内に所在する施設の設置者及び盛岡市内に所在する施設に勤務する者を除く。）又は市町村が行う保育人材の確保及び保育環境の改善等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（補助金の交付の対象）

第３　第２に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表第１のとおりとし、交付額は次により算出された額の合計額とする。ただし、別表第１の事業ごとの算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）　事業ごとに、基準額と経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額に事業ごとの補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第４　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（１）　別表第１の事業の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、補助の目的、概要及び補助金交付決定額の変更が生じない変更とする。

（３）　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承

認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（申請の取下期日）

第５　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（立入検査等）

第６　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第７　実施要綱及び規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年 12 月４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年 10 月６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月 23 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１（第３関係）

区　分	事　業	補助事業者	基準額	経　費	補助率
直接補助事業	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（幼稚園教諭を養成する大学等（以下「養成施設等」という。）受講料等補助）	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設（以下「認定こども園等」という。）の設置者又は当該施設に勤務する対象者	養成施設等の受講に要した経費の２分の１に相当する額以内の額（ただし、１人当たり 100,000 円を上限とする。）	保育人材確保通知別添１保育士資格等取得支援事業実施要綱Ｉ６（３）①に基づき、幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な経費	10/10
	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（代替職員雇上費補助）	認定こども園等の設置者	代替職員１人１日当たり 8,440 円		

別表第２（第７関係）

事　業	条項等	提出書類及び添付書類	様　式	提出期日
幼稚園教諭免許状取得支援事業	実施要綱別添１の５の規定による書類	事業実施計画書	第１号	対象者が①養成施設等に入学した日②養成施設等からの受講許可を得た日③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日の属する年度の末日まで
	規則第４条の規定による書類	幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付申請書 １　幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金所要額内訳表 ２　口座振替先報告書 ３　その他知事が必要と認める書類	第２号 第２号の１ 第３号	対象者が幼稚園教諭免許状等の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。
	規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類	幼稚園教諭免許状取得支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 １　事業実施計画書 ２　その他知事が必要と認める書類	第４号 第１号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	規則第13条第１項の規定による書類	幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金請求書 １　幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金精算書 ２　完了報告書 ３　勤務（予定）証明書 ４　その他知事が必要と認める書類	第５号 第５号の１ 第６号 第７号	別に定める。